

令和6年度第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月5日（木）13時30分～14時10分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 10件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認
について 13件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第4号 農用地利用集積計画について
4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 11件
5. 出席委員 12名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、3番中田好一、4番農宮弘子、
5番平山光子、6番篠崎輝武、9番石井政樹、10番市原勉、
11番斉藤ひろ子、13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 2番細谷修、7番池田繁雄、12番子安明宏
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議 長 委員定数15名中、12名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第6回農業委員会定例総会を
開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、1番野口委員と3番中田委
員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を
詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいた
します。
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は
ご遠慮いただくようお願いいたします。
それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、10件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、同一事業による13件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、6件、議案第4号、農用地利用集積計画についてです。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年8月29日、午前9時より、1班の中田委員、農宮委員、篠崎委員、吉井会長、戸田委員にご出席いただき、実施いたしました。

 以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

 申請番号1につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は押堀字日増の畑、2筆で956平方メートルの農地です。申請理由は、夫婦間の贈与のためです。営農計画においては、なす、ピーマン等を作付けする予定です。8月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いします。

6 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による賃借権の設定です。申請地は山田字新田の山林、現況畑、2、968平方メートルの農地です。営農計画においては、ネギの作付けを予定しています。8月29日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て揃っていることから、許可相当と判断いたします。以上、よろしくをお願いします。

議 長 次に、申請番号3につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3 番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、田間字地徳の畑2筆、336平方メートルの畑です。申請理由は、譲渡人は遠方により農地を管理できないため、また、譲受人は新規就農のためです。営農計画においては、空芯菜、ツルムラサキの作付けを予定しています。8月29日に現地を確認いたしましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号４から８につきまして、関連しておりますので一括して、中田委員より意見発表をお願いします。

３番 番号４から８について、一括で説明させていただきます。本件は、農地法第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字五反の農地、合計５筆、１，０１６平方メートルです。申請理由は、譲渡人は共有田の維持管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付を予定しています。８月２９日に現地を確認いたしましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は３条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号９につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

１５番 番号９について説明いたします。本件は、農地法第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字倉の内、道庭字古番屋、北之幸谷字北西の農地、合計７筆、５，３０３平方メートルです。申請理由は、譲渡人は相続したが、農業をしておらず農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻、さつまいもの作付を予定しています。特に問題ないものと思われます。以上です。

議 長 次に、申請番号１０につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

４番 番号１０について説明いたします。本件は、農地法第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字八幡南の畑、２７２平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農地が自宅から遠く、管理できないため、譲受人は耕作地が隣接しており、農業経営拡大のためです。営農計画においては、さといもの作付を予定しています。８月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は３条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の４ページから６ページをお願いいたします。

申請番号１は、夫婦間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、東金九十九里有料道路押堀インターチェンジの北東、約３００メートルから３５０メートルに位置しています。作付作目は、なす、ピーマンです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号２は、賃借権の設定の申請です。場所は、千葉東金道路山田インターチ

エンジの南、約５０メートルに位置しています。譲渡人は人手不足により農地の管理ができないため、譲受人は新規就農のため、権利設定することとなったものです。作付作目は、ネギです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号３は、売買による所有権移転の申請です。場所は、千葉県東金特別支援学校の北西、約１５０メートルに位置しています。譲渡人は長野県に住んでおり農地を管理できないため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。作付作目は、空芯菜、ツルムラサキです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号４から８は、同一譲受人に係る売買による所有権移転の申請のため、一括して説明いたします。場所は、いずれも、山武郡市広域行政組合環境アクアプラントの西、約２５０メートルに位置しています。譲渡人はいずれも、農地の管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、いずれも、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号９は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金道庭県営住宅の南東、約３００メートル、東中学校の南西、約５００メートル、千葉県東金特別支援学校の北、約１００メートルに位置しています。譲渡人は千葉市に住んでおり農地の管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻、サツマイモです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号１０は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、県道正気茂原線の柳橋の北、約３００メートルに位置しています。作付作目は、里芋です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について審議に入ります。本議案は、次の議案第３号、農地法第５条の規定による

許可申請の申請番号 3 から 6 と関連しておりますので、併せて審議をお願いします。

申請番号 1 から 13 につきまして、関連しておりますので一括して、篠崎委員より意見発表をお願いします。

6 番 番号 1 から 13 につきまして、また、議案第 3 号の申請番号 3 から 6 は、関連しておりますので一括して説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請です。申請地は、小野字南小野台、小野字北小野台、小野字大原の農地、14,590.51 平方メートルの農地です。転用の目的は、砂利採取事業に伴う一時転用の変更許可申請です。変更内容は、工事期間の延長です。8 月 29 日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の 7 ページから 10 ページをお願いいたします。

議案第 2 号の申請番号 1 から 13 及び議案第 3 号の申請番号 3 から 6 は、小野地先で行われている砂利採取事業に伴う申請です。場所は、丘山地区コミュニティセンターの南側に位置する山砂採取場の一角になります。本申請地につきましては、令和 4 年 10 月、令和 5 年 10 月に使用貸借権の設定による一時転用の許可を受け、工事期間の完了予定を令和 6 年 10 月 31 日としておりましたが、今後の需要増大に対応するため、更に令和 7 年 10 月 31 日まで延長したいとするものです。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について、また、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の申請番号 3 から 6 の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号 1 につきまして、私より意見発表いたします。

8 番 番号 1 について説明します。本件は、農地法第 5 条の規定による所有権移転を伴

う転用の申請です。申請地は、上武射田字西聖和の畑、981平方メートルの農地です。転用の目的は、駐車場22台分です。駐車場は砂利敷で、雨水は地下浸透です。汚水はありません。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次、申請番号2につきましても、私より意見発表いたします。

8 番 番号2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、押堀字高畑の田、現況畑、271平方メートルの農地です。転用の目的は、祖父から孫への使用貸借権の設定で、専用住宅1棟を建築するものです。転用に伴う埋立てはなく、排水は、汚水は農業集落排水へ放流し、雨水は宅内浸透する予定です。計画に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次の申請番号3から6につきましては、先ほど審議済みでありますので省略いたします。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県警察学校の北東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、駐車場用地です。譲受人は、プレス金型の設計、製造業を営んでおります。本件は、従業員用、来客用、社用車用の駐車場を、本社に隣接する本件土地に移転、集約するものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2は、使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、東金九十九里有料道路押堀インターチェンジの南東、約500メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。譲受人は、譲渡人の孫にあたります。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和6年第8次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和6年第8次農用地利用集積計画」についてお諮りします。

内容ですが、利用権の設定、4件で、期間は、7年、1件、10年、3件となっています。面積合計は、38,798平方メートルであります。

1ページは、中間管理機構を介した7年の利用権設定の管理台帳です。2ページ及び3ページは提出のありました各筆明細書になります。内容ですが、7-1番は、嶺南の認定農業者への貸し付けとなります。施設野菜、イチゴとなりますが、経営規模拡大を図るものです。なお、表中2段目の面積欄において、今回2,357平方メートルを設定するものとなっておりますが、全体面積の内、既に1,000平方メートル部分につきましては、利用権を設定し、農業経営を行っている農地となります。続きまして、4ページですが、中間管理機構を介した10年の利用権設定の管理台帳です。5ページから12ページまでは、提出のありました各筆明細書になります。10-1番ですが、嶺南の認定農業者への貸付となります。また、10-2番及び10-3番につきましては、豊成の認定農業者への貸付となります。それぞれ、経営としては水稻を中心としたもので、経営規模の拡大を図るものです。13ページ及び14ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われます。

利用集積計画による案件は以上となります。宜しく願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第４号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、報告第１号から第３号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の１２ページをお願いいたします。
報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」です。７月２６日から８月２５日までに受付した案件は２件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。
議案書の１３ページをお願いいたします。
報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」です。７月２６日から８月２５日までに受付した案件は２件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。
議案書の１４ページから１５ページをお願いします。
報告第３号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。１１件の照会があり、現地調査を８月９日及び２３日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものでございます。
報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和６年９月５日